○糸魚川市建設コンサルタント等業務成績評定要領

平成28年３月25日

告示第71号

（目的）

第１条　この要領は、市が発注する建設コンサルタント等業務の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適確な検査を実施し、請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、建設コンサルタント等業務の品質確保に資することを目的とする。

（対象業務）

第２条　評定の対象となる業務は、原則として１件の請負金額が200万円以上の建設コンサルタント等業務で、次の各号に掲げる業務とする。ただし、災害復旧事業に関する業務、用地調査・測量に関する業務、工事監理業務及び市長が認める業務は、除くものとする。

(1)　地質調査業務委託標準仕様書（新潟県土木部）に定める地質調査業務及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務

(2)　測量作業標準仕様書（新潟県土木部）に定める測量業務

(3)　設計及び解析業務委託標準仕様書（新潟県土木部）に定める調査業務、計画業務及び設計業務

(4)　港湾測量・調査・設計業務標準仕様書（新潟県交通政策局）に定める測量業務、調査業務及び設計業務

(5)　建築設計業務

（評定者）

第３条　業務の評定者（以下「評定者」という。）は、糸魚川市行政組織規則（平成22年糸魚川市規則第１号）第21条で定める工事検査監、建設コンサルタント等業務委託契約約款第10条に定める監督員（以下「監督員」という。）及び業務監督係長（以下「担当係長」という。）とする。

（成績評定の方法）

第４条　評定は、業務又は評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評価するものと

する。

3　評定の採点は次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる評定表により行うものとする。

(1)　第２条第１号から第２号までに該当する業務　業務成績評定表（地質調査、単純調査等業務、測量作業）（様式第１号）

(2)　第２条第３号に該当する業務　業務成績評定表（調査業務・計画業務）（様式第２号）

(3)　第２条第３号又は第４号に該当する業務　業務成績評定表（概略設計・予備設計業務）（様式第３号）又は業務成績評定表（詳細設計業務）（様式第４号）

(4)　第２条第５号に該当する業務　業務成績評定表（建築設計）（様式第５号）

4　成績評定表の評価項目の運用基準は、別に定めるものとする。

5　監督員及び担当係長は業務が完了したとき、工事検査監は検査を実施したときに、それぞれ評定を行う。

（評定の報告及び通知）

第５条　評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく業務主管課長へ評定表を提出するものとする。

2　業務主管課長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく業務成績評定通知書（様式第６号）及び項目別評定点（別表１、別表２、別表３、別表４又は別表５）を当該業務の受注者に通知するものとする。

（評定の修正等）

第６条　市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正しなければならない。

2　市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該業務の受注者に通知するものとする。

（説明の請求等）

第７条　第５条第２項又は前条第２項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により市長に対して評定点の内容の説明を求めることができる。

2　市長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合

は、速やかに業務成績評定に係る説明書（様式第７号）により回答するものとする。

３　市長は、前項の回答をする場合は、糸魚川市請負工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

（再説明の請求等）

第８条　前条第２項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対して評定点の内容の再説明を求めることができる。

２　市長は、前項の再説明を求められた場合、委員会の審議を経てから業務成績評定に係る再説明書（様式第８号）により回答するものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、評定の実施に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

前　文（令和２年３月31日告示第106号）抄

令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月14日告示第139号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の糸魚川市建設コンサルタント等業務成績評定実施要領の規定は、令和５年度に行う入札公告に係る業務から適用し、令和４年度以前に行った入札公告に係る業務については、なお従前の例による。

別表１（第５条関係）

項目別評定点（地質調査・単純調査等業務・測量業務）

契約番号

評価項目	評価の視点		業務評定 （評定点／満点）
専門技術力	提　案　力 改　善　力		点／　9.5点
	業務執行技術力		点／　19.0点
	施工時への配慮（注２）	概略設計 予備設計	—
		詳細設計	—
	コスト把握能力（注２）		—
管理技術力	工程管理能力		点／　9.5点
	品質管理能力		点／　9.5点
	迅　速　性 弾　力　性 調 整 能 力		点／　4.8点
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説　明　力 協　調　性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力		点／　4.8点
取組姿勢	責　任　感 積　極　性 倫　理　観		点／　9.5点
成　果　品　の　品　質			点／　33.3点
評定点の小計（注３）			点／　100 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
その他（　　）			点
総合評定点（注３）			点／ 100点

注１）　各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

注２）　「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

注３）　評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない場合がある。

別表２（第５条関係）

項目別評定点（調査業務・計画業務）

契約番号

評価項目	評価の視点		業務評定 （評定点／満点）
専門技術力	提　案　力 改　善　力		点／　9.5点
	業務執行技術力		点／　19.0点
	施工時への配慮（注２）	概略設計 予備設計	—
		詳細設計	—
	コスト把握能力（注２）		—
管理技術力	工程管理能力		点／　9.5点
	品質管理能力		点／　9.5点
	迅　速　性 弾　力　性 調 整 能 力		点／　4.8点
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説　明　力 協　調　性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力		点／　4.8点
取組姿勢	責　任　感 積　極　性 倫　理　観		点／　9.5点
成　果　品　の　品　質			点／　33.3点
評定点の小計（注３）			点／　100 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
その他（　　）			点
総合評定点（注３）			点／ 100点

注１）　各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

注２）　「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

注３）　評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない場合がある。

別表３（第５条関係）

項目別評定点（概略設計・予備設計業務）

契約番号

評価項目	評価の視点		業務評定 （評定点／満点）
専門技術力	提　案　力 改　善　力		点／　8.3点
	業務執行技術力		点／　16.7点
	施工時への配慮（注２）	概略設計 予備設計	点／　4.2点
		詳細設計	―
	コスト把握能力（注２）		点／　4.2点
管理技術力	工程管理能力		点／　8.3点
	品質管理能力		点／　8.3点
	迅　速　性 弾　力　性 調 整 能 力		点／　4.2点
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説　明　力 協　調　性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力		点／　4.2点
取組姿勢	責　任　感 積　極　性 倫　理　観		点／　8.3点
成　果　品　の　品　質			点／　33.3点
評定点の小計（注３）			点／　100 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
その他（　　）			点
総合評定点（注３）			点／ 100点

注１）　各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

注２）　「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

注３）　評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない場合がある。

別表４（第５条関係）

項目別評定点（詳細設計業務）

契約番号

評価項目	評価の視点		業務評定 （評定点／満点）
専門技術力	提　案　力 改　善　力		点／　8.3点
	業務執行技術力		点／　16.7点
	施工時への配慮（注２）	概略設計 予備設計	—
		詳細設計	点／　4.2点
	コスト把握能力（注２）		点／　4.2点
管理技術力	工程管理能力		点／　8.3点
	品質管理能力		点／　8.3点
	迅　速　性 弾　力　性 調 整 能 力		点／　4.2点
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説　明　力 協　調　性 ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ力		点／　4.2点
取組姿勢	責　任　感 積　極　性 倫　理　観		点／　8.3点
成　果　品　の　品　質			点／　33.3点
評定点の小計（注３）			点／　100 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
その他（　　）			点
総合評定点（注３）			点／ 100点

注１）　各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

注２）　「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

注３）　評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない場合がある。

別表５（第５条関係）

項目別評定点（建築設計）

契約番号

評価項目	評価の視点	評価点 ／ 満点
業務の実施能力	業務実施体制	点／ 1.0点
	管理技術者の能力	点／ 2.0点
	主任担当技術者の能力	点／ 2.0点
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	点／ 4.0点
	調整、説明及び対応の迅速性	点／ 2.0点
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	点／ 4.0点
業務目的の達成度	業務目的の達成度	点／ 20.0点
	課題への対応	—
項目別評価点合計 ① （評価点合計を±３５点換算 ②		／ ／ 35.00点 ）
標準点（一律６５点） ③		65.00点 ／ 65.00点
評定点（総合点）③＝②＋６５		点／ 100点
業務履行中又は業務完了後に生じた事由による減点		点
総合点		点／ 100点

（表の見方）

１）評定点は６５点を標準として加減点最大±３５点で算出している。

２）加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。

様式第１号（第４条関係）

業務成績評定表（地質調査・単純調査等業務・測量業務）

年　月　日　作成

所属名

契約番号		委託番号		業務委託名	
契約金額（最終）	円			受注者名	
工　　期	年　月　日 ～　　年　月　日			完成年月日	年　月　日
監　督　員	印				
担　当　係　長	印				
検　査　職　員	印				

評　価　項　目			監督員	担当係長	検査職員	業務評定（注1）
専門技術力	提案力、改善力			——	——	/ 9.5点
	業務執行技術力					/19.0点
	施工時への配慮（注2）	概略設計 予備設計	——	——	——	——
		詳細設計	——	——	——	——
	コスト把握能力（注2）		——	——	——	——
管理技術力	工程管理能力			——	——	/ 9.5点
	品質管理能力			——	——	/ 9.5点
	迅速性、弾力性、調整能力			——	——	/ 4.8点
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説明力、協調性 プレゼンテーション力			——		/ 4.8点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観				——	/ 9.5点
成　果　品　の　品　質				——		/33.3点
①小計　（注3）						/ 100点
②業務執行上に係る過失に伴う減点			——	——	——	点
③事故等による減点			——	——	——	点
④瑕疵修補又は損害賠償による減点			——	——	——	点
⑤その他（　　）			——	——	——	点
総合評定点＝①＋②＋③＋④＋⑤			——	——	——	/ 100点

注1）各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
注2）「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
注3）①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第２号（第４条関係）

業務成績評定表（調査業務・計画業務）

年　月　日　作成

所属名

契約番号		委託番号		業務委託名	
契約金額（最終）	円			受注者名	
工　　期	年　月　日　～　　年　月　日			完成年月日	年　月　日
監　　督　　員	印				
担　当　係　長	印				
検　査　職　員	印				

評　価　項　目			監督員	担当係長	検査職員	業務評定（注1）
専門技術力	提案力、改善力			——	——	/ 9.5点
	業務執行技術力					/19.0点
	施工時への配慮（注2）	概略設計 予備設計	——	——	——	——
		詳細設計	——	——	——	——
	コスト把握能力（注2）		——	——	——	——
管理技術力	工程管理能力			——	——	/ 9.5点
	品質管理能力			——	——	/ 9.5点
	迅速性、弾力性、調整能力			——	——	/ 4.8点
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力			——		/ 4.8点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観				——	/ 9.5点
成　果　品　の　品　質				——		/33.3点
①小計　（注3）						/ 100点
②業務執行上に係る過失に伴う減点			——	——	——	点
③事故等による減点			——	——	——	点
④瑕疵修補又は損害賠償による減点			——	——	——	点
⑤その他（　　）			——	——	——	点
総合評定点＝①＋②＋③＋④＋⑤			——	——	——	/ 100点

注1）各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
注2）「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
注3）①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第３号（第４条関係）

業務成績評定表（概略設計・予備設計業務）

年　月　日　作成

所属名

契約番号		委託番号		業務委託名	
契約金額（最終）	円			受注者名	
工　　期	年　月　日 ～　　年　月　日			完成年月日	年　月　日
監　　督　　員	印				
担　当　係　長	印				
検　査　職　員	印				

評　価　項　目			監督員	担当係長	検査職員	業務評定（注1）
専門技術力	提案力、改善力			——	——	/ 8.3点
	業務執行技術力					/16.7点
	施工時への配慮（注2）	概略設計 予備設計				/ 4.2点
		詳細設計	——	——	——	——
	コスト把握能力（注2）					/ 4.2点
管理技術力	工程管理能力			——	——	/ 8.3点
	品質管理能力			——	——	/ 8.3点
	迅速性、弾力性、調整能力			——	——	/ 4.2点
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説明力、協調性 プレゼンテーション力			——		/ 4.2点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観				——	/ 8.3点
成　果　品　の　品　質				——		/33.3点
①小計　（注3）						/ 100点
②業務執行上に係る過失に伴う減点			——	——	——	点
③事故等による減点			——	——	——	点
④瑕疵修補又は損害賠償による減点			——	——	——	点
⑤その他（　　）			——	——	——	点
総合評定点＝①＋②＋③＋④＋⑤			——	——	——	/ 100点

注1）各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
注2）「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
注3）①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第４号（第４条関係）

業務成績評定表（詳細設計業務）

年　月　日　作成

所属名

契約番号		委託番号		業務委託名	
契約金額（最終）	円			受注者名	
工　　期	年　月　日　～　　年　月　日			完成年月日	年　月　日
監　　督　　員	印				
担　当　係　長	印				
検　査　職　員	印				

評　価　項　目			監督員	担当係長	検査職員	業務評定（注1）
専門技術力	提案力、改善力			——	——	/ 8.3点
	業務執行技術力					/16.7点
	施工時への配慮（注2）	概略設計 予備設計	——	——	——	——
		詳細設計				/ 4.2点
	コスト把握能力（注2）					/ 4.2点
管理技術力	工程管理能力			——	——	/ 8.3点
	品質管理能力			——	——	/ 8.3点
	迅速性、弾力性、調整能力			——	——	/ 4.2点
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ力	説明力、協調性 プレゼンテーション力			——		/ 4.2点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観				——	/ 8.3点
成　果　品　の　品　質				——		/33.3点
①小計　（注3）						/ 100点
②業務執行上に係る過失に伴う減点			——	——	——	点
③事故等による減点			——	——	——	点
④瑕疵修補又は損害賠償による減点			——	——	——	点
⑤その他（　　）			——	——	——	点
総合評定点＝①＋②＋③＋④＋⑤			——	——	——	/ 100点

注1）各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
注2）「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
注3）①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第５号（第４条関係）

業務成績評定表（建築設計）

作成

所属名

委託番号		契約番号		業務委託名		契約金額（最終）	円
契約者名		委託期間	～			完成年月日	

評価項目			監督員 印			担当係長 印	検査職員 印			評価点	満点
			建築	電気	機械		建築	電気	機械		
１．業務の実施能力	Ⅰ　業務実施体制	基礎	／	／	／	／				点／	1.0点
	Ⅱ　管理技術者の能力	基礎	／	／	／	／				点／	2.0点
	Ⅲ　主任担当技術者の能力	基礎	／	／	／	／				点／	2.0点
２．業務の実施状況	Ⅰ　業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	基礎	／	／	／	／				点／	4.0点
	Ⅱ　調整、説明及び対応の迅速性	基礎	／	／	／	／				点／	2.0点
		創設工夫	／	／	／					点／	0.0点
	Ⅲ　与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎	／	／	／	／				点／	4.0点
		創設工夫	／	／	／					点／	0.0点
３．業務目的の達成度	Ⅰ　業務目的の達成度	基礎	／	／	／	／	／	／	／	点／	20.0点
	Ⅱ　課題への対応	創設工夫	／	／	／	／	／	／	／	点／	0.0点
４．評価点合計（１＋２＋３）			／	／	／	／	／	／	／	①　点／	35.0点
５．加減点（評価点合計を±３５点換算）										②　点／	35.0点
６．評定点（総合点）　②＋６５										③　点／	100点
７．業務履行中又は業務完了後に生じた事由による減点										④　　点	
８．減点後の評定点（総合点）　③－④										点／	100点
所　　見											

（表の見方）
１）評定点は６５点を標準として加減点最大±３５点で算出している。
２）加減点数の項目別の配点は、業務内容に上って異なる。
※（評定点）と（６５＋項目別の得点の合計）は四捨五入の関係等で一致しない場合がある。

様式第６号（第５条関係）

年　　月　　日

様

糸魚川市長　　印

業 務 成 績 評 定 通 知 書

次のとおり糸魚川市建設コンサルタント等業務成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

1	業務番号及び業務委託名	委第　　号 業務委託
2	履 行 期 間	年　月　日 ～　年　月　日
3	検 査 年 月 日	年　月　日
4	評　定　点	点 （ 項目別評定点は、別表１、別表２、別表３、別表４又は別表５のとおり ）
5	備　考	

評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により業務成績の結果について、説明を求めることができます。

様式第７号（第７条関係）

年　　月　　日

様

糸魚川市長　　印

業務成績評定に係る説明書（回答）

　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、糸魚川市建設コンサルタント等業務成績評定要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

1	業務番号及び業務委託名	委第　　号 業務委託
2	説明請求に対する回答	

　説明請求に対する回答について疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により再説明を求めることができます。

様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

様

糸魚川市長　　印

業務成績評定に係る再説明書（回答）

　年　月　日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、糸魚川市建設コンサルタント等業務成績評定要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

1	委託番号及び業務委託名	委第　　号 業務委託
2	再説明請求に対する回答	

別表１（第５条関係）

別表２（第５条関係）

別表３（第５条関係）

別表４（第５条関係）

別表５（第５条関係）

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第４条関係）

様式第４号（第４条関係）

様式第５号（第４条関係）

様式第６号（第５条関係）

様式第７号（第７条関係）

様式第８号（第８条関係）